

簡易な所得見込額の申立書

(新型コロナウイルス感染症の影響による所得の急変を事由とする横浜市特定不妊治療費助成申請)

この「簡易な所得見込額の申立書」は、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が急変したことによって横浜市特定不妊治療費助成申請を行うために、通常の申請書類に添えて提出が必要です。

(注) この「簡易な所得見込額の申立書」は、横浜市こども青少年局が、横浜市特定不妊治療費助成の審査のためにのみ使用するものです。

申請対象となる治療：令和2年度4月1日以降に終了した治療で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに申請されるもの。

※ 申請期日は、助成対象となる1回の特定不妊治療が終了した日の翌日から数えて60日以内（消印有効）です。

※ 「1回の特定不妊治療が終了した日」とは、妊娠の確認の日（妊娠の有無は問いません）又は医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日を指します。

（卵胞が発育しない場合又は排卵終了のため卵子採取に至らない場合は、助成対象外となります。）

※ 市庁舎の開庁日（土日祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日））が助成対象となる1回の特定不妊治療が終了した日の翌日から数えて60日目にあたる場合は、翌開庁日が申請期限となります。

① 下記にチェック（☑）してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が急変しました。

② 所得が急変した者の氏名をご記入ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が急変した方の分のみ記載してください。

記載のない方の分については、前年度の所得に基づき審査します。

申請者氏名	配偶者（夫または妻）氏名
フリガナ	フリガナ

③ 所得見込額を計算するために、以下のご記入ください。（所得が急変した方の分のみ）

申請者	配偶者（夫または妻）
A 令和2年2月以降から申請日の属する月の任意の1か月分の給与額	
令和2年 月	令和2年 月
円	円
B 上記月の非課税額（通勤手当 等）	
円	円
A - B	
円	円
C 令和2年度 賞与等見込額	
※ 以下のいずれかの方法で推計し、記載してください。	
① 支給された令和2年度の夏季の賞与等の同額を冬季の賞与等の額として推計	
② 令和元年度の賞与等の額から、令和2年度の賞与等の額を推計	
③ 勤務する会社等が定める賞金規定・賞与等の支給方針をもとに推計	
夏季賞与	円
円	円
冬季賞与	円
円	円
その他	円
円	円
D その他の所得	
事業所得	
円	円
不動産所得	
円	円
雑所得	
円	円

※ その他の所得（退職所得・山林所得・土地等にかかる事業所得・長期譲渡所得・短期譲渡所得・先物取引に関わる雑所得等に金額）がある方は別途ご相談ください。

※ 控除額については、令和元年実績で審査を行います。

※ 本表は収入状況を確認するための参考資料です。控除額を含め最終的な所得審査を改めて横浜市が行います。

【添付書類】 ③欄を確認できる書類をすべて添付してください。（例：計算対象月の給与明細、賞与等の明細、各種所得の根拠となる資料 等）

上記の申立の内容に相違ありません。

横浜市長あて

令和 年 月 日提出

住所

申請者氏名

印

受理印